

令和六年能登半島地震災害により被害を受けた建物の除却 の円滑化に関する暫定措置法案 概要

第一 背景・目的

- 令和6年能登半島地震により被害を受けた建物の除却が進んでおらず、被災者の生活再建、被災地の復興に遅れが生じている
- 建物の除却が進まない要因の一つとして、所在等不明共有者がある（共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない）ことにより、建物の除却に係る同意を得ることが困難になっているとの事情が指摘
- そこで、所在等不明共有者の財産権にも配慮しつつ、こうした建物の除却を円滑にするため、当分の間の措置として、裁判により建物の共有者が所在等不明共有者の同意を得ることなくその建物の除却を行うことができるようにすることが必要

第二 措置の主な内容

- 対象：大規模滅失建物
数人の共有に属する建物であって、令和6年能登半島地震災害によりその価格の2分の1以上に相当する部分が滅失したもの
- 条件：所在等不明共有者の存在・他の共有者全員の同意
- 裁判：裁判の請求・公告
共有者の請求により、裁判所は、所在等不明共有者が異議がある場合にはその旨の届出をすべきこと等について公告
所在等不明共有者の同意を得ることを要しない旨の裁判
所在等不明共有者から異議の届出がない場合には、裁判所は、建物の除却に当たり、所在等不明共有者の同意を得ることを要しない旨の裁判を行う
所在等不明共有者への補償
所在等不明共有者は、その共有持分の時価支払請求権を取得
裁判所は、必要と認める場合には、請求者に金銭の供託を命令

第三 検討条項

- 政府は、この法律の施行後3年を目途として、
- 所在等不明共有者がある場合…被災地の土地・建物に所在等不明共有者があることにより被災地の健全な復興に支障が生じることを回避するために必要な措置の在り方
 - 所在等が明らかであるが不同意等の場合…建物の共有者が除却について同意しない場合又は賛否を明らかにしないこと等により共有者の所在が知れているにもかかわらず同意の確認が困難である場合であっても、当該共有者の同意を得ることなく当該建物の除却をできるようにするための制度の在り方
- について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の所要の措置

第四 施行期日・法律の廃止

- 公布の日から施行
- 令和10年3月31日までに廃止するものとする